

## 施設を国が売却する方法について

## ○ これまでの廃止施設の売却方法について

各社会保険事務局において、以下の方法により売却。

売却方法	概 要	根拠法令	該当施設
(1) 一般競争入札	入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付して契約者を決める方式をいう。	・会計法第29条の3第1項	白浜、湯ノ川、八戸、和倉
(2) 随意契約	国、地方公共団体などが入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結すること、及び締結した契約をいう。  ※ 公共の用に供するため、地方自治体と締結	・会計法第29条の3第4項、5項  ・予算決算及び会計令第99条	室戸、大洗
(3) 有償所属換	同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局の所属に属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。  ※ 船員保険特別会計から厚生保険特別会計への所属換(社会保険事務所庁舎として活用。)	・国有財産法第4条	秋田

※ 土地が借地の施設については、建物を解体し土地を返還。(千葉、銚子)

※ 該当施設は、平成14年度以降に廃止した施設で、既に売却された施設。

(参考)根拠法令

## ○ 会計法

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

○4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

○5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

## ○ 予算決算及び会計令

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

## ○ 国有財産法

第四条 この法律において「国有財産の総括」とは、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、国有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

3 この法律において「国有財産の所属替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所属に属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。